

## 茨木市おにクル会議設置要綱

(設置)

第1 茨木市文化・子育て複合施設おにクル（以下「おにクル」という。）について、茨木市文化・子育て複合施設条例（令和4年条例第14号）に則り、各施設間及び多様な主体との連携を積極的に図ることにより、質の高い運営を行うため、おにクル会議を設置する。

(組織及び定義)

第2 おにクル会議は、次の組織をもって構成する。

- (1) カンファレンス おにクル全館の情報共有のための会議体をいう。
- (2) ステアリング・コミッティ おにクル全館の運営に係る最終的な協議、意思決定を行う会議体をいう。
- (3) ユニット おにクル全館の運営に必要な分野ごとに置かれ、必要事項について検討するための会議体をいう。

(カンファレンスの所掌事務等)

第3 カンファレンスは、次に掲げる事項について情報共有を行う。

- (1) おにクル全館の管理運営に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ステアリング・コミッティ及びユニットにおいてカンファレンスにおける情報共有が必要と認める事項

(カンファレンスの構成)

第4 カンファレンスは、共創推進課主宰のもとに、おにクル各施設の職員等をもって構成する。

(カンファレンスの開催)

第5 カンファレンスは、月に1回以上開催する。

(ステアリング・コミッティの所掌事務)

第6 ステアリング・コミッティは、第2第2号に掲げる事項について、事案ごとに方向性を審議し、又は調整し、意思決定を行う。

2 前項のほか、第9各号のユニットにおける検討事項のうち、おにクルの全館運営にかかるものについて審議し、意思決定を行う。

(ステアリング・コミッティの構成)

第7 ステアリング・コミッティは、共創推進課主宰のもとに、文化・子育て共創推進参与及びおにクル各施設の責任者等をもって構成する。

(ステアリング・コミッティの開催)

第8 ステアリング・コミッティは、月に1回以上開催する。

(ユニットの種類及び役割)

第9 ユニットとして次に掲げるものを置く。

(1) 企画・連携ユニット おにクル各施設間の連携事業に加え、おにクルに入る施設以外の主体との連携事業等について企画検討し、実現に向けた調整を行う。

(2) 広報ユニット おにクル全館における広報活動の統一性やデザイン性の確保のほか、連携による効率的かつ効果的な取組みを行う。

(3) サービスユニット おにクルにおけるサービス向上に向けた全館研修やセルフモニタリング等を行う。

(4) 安全安心ユニット おにクルにおける防災及び防犯、リスクマネジメントを担当するほか、施設の修繕対応や環境美化等の取組みを行う。

(ユニット運営における共創の推進)

第10 おにクルの実験的な使い方及び多様な主体との連携についての企画検討、実施を含む取組みを「そだてるラボ」と呼び、前各号のユニットの運営に取り入れることで、もっておにクルを中心とした茨木市全体における共創の推進を目指すものとする。

(おにクル共創チームの設置)

第11 第9各号のユニットの運営にあたっては、より良い施設運営に資する効果的な取組みの実施に向けて具体的な方策を検討するため、別表に掲げる課の職員のうちから推薦された者及びおにクル各施設の指定管理者の担当者からなる、おにクル共創チームを設置する。

(庶務)

第12 おにクル会議の総合的な連絡調整及び庶務は、共創推進課において処理する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、おにクル会議の運営について必要な事項は、ステアリング・コミッティにおいて定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第10関係）

|       |       |        |       |       |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 共創推進課 | 文化振興課 | 子育て支援課 | 産業振興課 | 都市政策課 |
| 公園緑地課 | 中央図書館 |        |       |       |